

平成30年度 朝の読書推進図書セット貸出 実施要項

群馬県立図書館

1 趣旨

本事業は、児童・生徒のさらなる読書活動推進を目的とし、県内各小・中・特別支援学校で行われる「朝の読書」を支援するため、図書セットの貸出を行う。

2 セットの内訳、貸出校数、冊数及び期間等

セットの内訳	校数	貸出冊数	貸出期間
小学生向け 朝の読書推進図書セット 〔低学年向け図書40冊×2箱〕 〔中学年向け図書40冊×2箱〕 〔高学年向け図書40冊×2箱〕	21校	前期 240冊 後期 240冊 (9月図書交換)	平成30年2月～ 平成31年2月 ※貸出・交換・返却は県立図書館が日時を指定する。
中学生向け 朝の読書推進図書セット (中学生向け図書40冊×6箱)	5校	年間 計480冊	

注：「朝の読書推進図書セット」を利用する学校が同時に「学校図書館図書支援1000冊プラン」を利用することはできない。

3 申込方法及び決定通知

(1) 本事業による図書の貸出を希望する学校は、県立図書館HP（下記アドレス）から「申込書」（別紙様式1）をダウンロード・記入し、下記申込先までメールまたはFAXにて申し込む。

※朝の読書推進図書セット申込はこちら <https://www.library.pref.gunma.jp/>

(2) 申込期間は、平成29年12月1日（金）～平成29年12月28日（木）とする。

(3) 「申込書」を審査の上、貸出の可否を決定し、平成30年1月19日（金）までに通知する。なお、申込多数の場合の優先順位は、下記の通りとする。

- ①朝の読書活動が未実施の学校
- ②当事業を利用したことのない学校
- ③当事業の利用実績が少ない学校
- ④公共図書館未設置地域の学校

4 図書の運搬について

貸出・交換・返却における図書の運搬は、各学校が行う。

5 未返却資料について

き損、亡失等の理由により、借受図書を返却できない場合は、学校貸出用図書館資料賠償要項を適用する。ただし第4条の規定により、き損、亡失の原因が児童・生徒であるときは、賠償を免除することができる。その場合、免除申請書に記入、押印の上、提出する。

6 特別支援学校の申し込みについて

特別支援学校への貸出については、セット内容及び貸出数は、個別に相談に応じる。

【申込・問合せ先】〒371-0017 群馬県前橋市日吉町1-9-1

群馬県立図書館 地域協力係 TEL 027-231-3336 FAX 027-235-4196

Mail haya-ru@pref.gunma.lg.jp